

擄奪の第一なりと。次いで同月三十日迄に留保せられたる三箇條の要求は、釜石鑛山の當時の經營状態に徹するに、要求過大に失し、到底認容せらるゝことの至難なるべきを察知し、其の三箇條にして拒絶せられたる場合には對策として先づ(第二)示威運動のため同盟罷業を斷行し、尙之にても解決を得ること能はざる時は、(第二)多數の暴力に訴へて貫徹を期せむとする二策を定め、之がため三日乃至五日間の同盟罷業斷行の準備金及び第二策遂行の犠牲者救護金を醸出し、精米所、火藥庫を襲撃して米穀及爆發物の奪取を企て、十一月三十日及十二月一日の紛擾を極めたり、之れを第二の騷擾罪とす。而して或る者は中大路所長を極力罵詈謗して脅迫し、或る者は未拂賃銀支拂の不能を知り乍ら飽くまで支拂を強要して見張所係員を脅迫し、又或るものは製鋼課に、骸炭課に、酒保に若くは鈴子旅館に、鑛山役員宅に殺倒して物品の提供を強要する等、全町の治安を害する暴行脅迫をなしたり。此の一大騷擾の起因は全然大日本鑛山労働同盟會一派の使徒煽動にかゝり、會員従業者各自としては、何等鑛山經營者側に不平不満を抱かず、反感の鬱積ありしと云ふにもあらず、従つて支部發會と同時に決議したる十八箇條の改善要求は鑛山側對従業者間の執務状態に於て、之が改善を要望し居りたるにもあらざるに拘らず、漫然他の入智慧を受けて決議し、多數の示威運動に因りて其の速諾を餘儀なくせしめ、尙同月三十日まで採否の回答を留保せられし三箇條の要求については、過大なるが故に豫め認容せられざるべきを察知し、而も胸中調停者に依る圓滿解決を見る事の困難なるべきを覺悟して第一策の同盟罷業第二策の暴行脅迫等を企劃計謀したる直接行動としての暴動なりと。

辯護士の主張

然るに布施氏等の云ふ所に依れば、被告等は皆資本家の横暴に泣かされられたる慘苦と、被告としての司法官憲の高壓に苛なまれたる悲痛とを訴へ、全然豫審決定書記載の事實を否定し、交々に『鑛山經營に於ける危険防止設備不完全のために惨死したる實兇を負傷病死と稱して僅に五十九圓餘の手當を與へ、指一本の缺落者に三圓五十錢、足一本の缺落者に四十圓を給して其他を顧みざるが如き』或は鑛山側は臨時請負仕事の完成を急ぐが爲めに『兎も角働ける丈は働いて呉れよとて、二十四時間打ち通しての就業を命じて、全然従業者の人格を無視したる労働強制を敢てし、遂に倒るゝまで働かせられたるものあるが如き』或は『従業者の父母若くは妻等の近親に重病者ありて看護のために缺勤早退を願ひ出づるものあるも之を許さず、強て缺勤早退する者に苛酷の制裁を科して脅迫的に就業を強制したるが如き』其他鑛山側の従業者の人間の生治を無視して其の待遇を劣惡にせること、無情冷酷なること、不平を叫ばんとする者あらば忽ち高壓的に之を脅迫するため、怨みを抑へて隠忍自重せること、多年の反感鬱積の處へ遇々鑛山労働同盟會の遊説に會して全山従業